

愛媛十全医療学院
学 則

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 学年・学期・休業日（第 5 条～第 6 条）
- 第 3 章 教育課程及び履修方法（第 7 条～第 8 条）
- 第 4 章 入学・退学・休学・転学（第 9 条～第 1 9 条）
- 第 5 章 学業成績・進級・卒業（第 2 0 条～第 2 6 条）
- 第 6 章 賞罰（第 2 7 条～第 2 8 条）
- 第 7 章 健康管理（第 2 9 条）
- 第 8 章 教職員組織（第 3 0 条～第 3 2 条）
- 第 9 章 学校評価（第 3 3 条）
- 第 1 0 章 入学金等納付金（第 3 4 条）
- 第 1 1 章 聴講生（第 3 5 条）
- 第 1 2 章 雑則（第 3 6 条）
- 附 則

愛媛十全医療学院学則

第 1 章 総 則

目 的

第 1 条 本学院は理学療法士及び作業療法士として必要な知識と技能を習得せしめ、あわせて医療従事者としての人格形成に努めることを目的とする。

名称及び所在

第 2 条 本学院は『愛媛十全医療学院（以下「学院」という）』と称し、愛媛県東温市南方 5 6 1 番地に設置する。

修業年限

第 3 条 学院の修業年限は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限
医療専門課程	理 学 療 法 学 科	3 年
	作 業 療 法 学 科	3 年

2. 本学院の在学期間は、理学療法学科・作業療法学科とも 6 年以内とする。

定 員

第 4 条 学院の学生定員は次のとおりとする。
理学療法学科 各学年ごと 40 名
作業療法学科 各学年ごと 40 名

第 2 章 学年・学期・休業日

学年及び学期

第 5 条 学院の学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

2. 学年を分けて次の 2 学期とする。

前学期(前期) 4 月 1 日～9 月 30 日

後学期(後期) 10 月 1 日～3 月 31 日

休業日

第 6 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝祭日

(2) 日曜日

(3) 夏季休業日 8 月 1 日から 8 月 31 日まで

(4) 冬季休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

(5) 春季休業日 3 月 25 日から 4 月 7 日まで

(6) その他学院長が臨時に定めた日

2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは前項の規定にかかわらず休業日に授業を行なうことがある。

第 3 章 教育課程及び履修方法

教育課程

- 第 7 条 学院の授業科目及び単位数・時間数は別表 1 及び 2 のとおりとする。
2. 始業及び終業の時刻は午前 9 時から午後 4 時 40 分までとする。

履修方法

- 第 8 条 学院の学生は別表 1 もしくは 2 の単位数・時間数のとおり授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

第 4 章 入学・退学・休学・転学

入 学

- 第 9 条 入学の時期は学年の始めとする。

入学資格

- 第 10 条 学院の入学資格は、学科ごとにそれぞれ下記の要件を満たす者とする。
- 理学療法学科
作業療法学科
1. 学校教育法第 90 条第 1 項の規定に該当する者。
 2. 心身とも健全で、かつ将来理学療法士及び作業療法士となるに適している者。
 3. 入学時に満 18 歳以上 35 歳未満の者。

入学志願手続

- 第 11 条 入学志願者は、所定の書式による入学願書に別に指定する書類と入学検定料を添えて学院長が指定する期間内に願出しなければならない。

入学試験

- 第 12 条 学院の入学志願者に対してそれぞれ次の試験を行なう。
1. 推薦入学試験
 2. 社会人推薦入学試験
 3. 一般入学試験
 4. 大卒者・社会人対象入学試験

入学手続

- 第 13 条 選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、学院長が指定する期日までに保証人 2 名連署の誓約書に入学金等納付金及び住民票を添えて学院長に提出しなければならない。
2. 学院長は、前項の入学手続きを完了した者について入学を許可する。

保証人

- 第 14 条 前項の保証人は身元確実な者で独立の生計を営み在学中、学生の一身上に関する一切の事柄につきその責任を負うことができる者でなければならない。
2. 保証人が死亡したり又はその資格を失ったときは直ちに他の保証人を定め所定の手続をしなければならない。
 3. 保証人が転籍、転居等の異動あるいは改印等の場合は、直ちにその旨届け出なければならない。

変更届

第15条 学生は住所を変更し又は戸籍に異動を生じたときは、直ちに学院長に届け出なければならない。

休学及び希望退学

第16条 学生が病気その他止むを得ない事由により休学又は退学しようとするときは、その理由を詳記し、保証人と連署のうえ学院長に願い出てその許可を得なければならない。

2. 休学期間は通算して一年以内とし、在学期間には算入しないものとする。
ただし学院長が特別の事由があると認めるときは、さらに一年以内の期間に限って休学を許可することができる。

3. 休学理由が消滅したときは休学期間中であっても学院長の許可を受けて復学することができる。

退学

第17条 学院長は学生が次の各号の一に該当する場合は退学させる。

- (1) 素行が不良で改しゅんの見込がないと認められる者。
- (2) 学業成績が不良であって卒業の見込がないと認められる者。
- (3) 正当の理由なく度々欠席したり、正規の手続をしないで1ヶ月以上欠席した者。
- (4) 前各号の他、学院長において修業の継続が不可能もしくは困難と認められた者。

転学

第18条 学生が在学中他の学校その他の試験を受けようとするときは、その理由を記して学院長に申し出て許可を得なければならない。

転入学

第19条 転入学を希望する者については、その学年に欠員があり、かつ教育計画及び学科実習の速度が同程度或いはそれ以上の場合に限り学院長は許可することができる。

第5章 学業成績・進級・卒業

学業成績

第20条 学業成績は、学習状況・出席状況・試験（筆記、実技）及び実習成績などにより評定する。

試験

第21条 試験は定期試験・再試験・追試験その他とする。

2. 定期試験は原則として毎学期末に行なう。試験成績が基準点に満たない科目のある学生に対し再試験を行なうことができる。

3. 学生が止むを得ない理由により受験できなかった場合追試験を行なうことができる。

4. 試験は100点をもって満点とし60点以上を基準点とする。

進級

第22条 次の各号の一に該当する者は進級することができない。

- (1) 各学科目ごとの学習状況・出席状況・試験（筆記、実技）などによる総合成績評価の結果不合格と判定された者。

- (2) 当該学年において3分の1以上欠席した者。
- (3) 前各号の他、学院長において進級することを不相当と認めた者。

単 位

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて15～45時間とし、授業方法に応じて、教育効果・授業時間に必要な学修等を考慮し次の基準により規定する。

- (1) 講義・演習 15時間～30時間を1単位
- (2) 実験・実習・実技 30時間～45時間を1単位

2. その他単位修得に関する細則は別に定める。

成 績

第24条 別表1、2に掲げる授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

2. 学業成績は、学習状況・試験(筆記・実技)及び実習成績などにより科目の評定を行う。
3. 成績表記はA～Dとする。

卒 業

第25条 理学療法学科にあつては別表1の全履修単位を修得し卒業試験に合格した者に対して卒業を認定する。

2. 作業療法学科にあつては別表2の全履修単位を修得し卒業試験に合格した者に対して卒業を認定する。
3. 前2項の規定により卒業を認定された者に対し卒業証書を授与する。

称号授与

第26条 理学療法学科の卒業生には専門士(医療専門課程理学療法学科)の称号を授与する。

2. 作業療法学科の卒業生には専門士(医療専門課程作業療法学科)の称号を授与する。

第 6 章 賞 罰

表 彰

第27条 学院長は品行方正で学業成績優秀な者、その他特に善行があつて他の模範となる者に対しては、これを表彰することができる。

懲 戒

第28条 学院長は教育上必要ありと認めるときは事情により戒告、停学及び退学の処分をすることができる。

第 7 章 健 康 管 理

健康診断

第29条 学院においては学生の健康保持のため定期健康診断を行なう。

第 8 章 教職員組織

教職員組織

第30条 学院に次の職員をおく。

学院長	1名
専任教員	理学療法学科 6名以上 作業療法学科 6名以上
講師	若干名
事務職員	4名以上
校医	3名

教職員の職務

第31条 学院長は院務を掌り、所属職員を指揮監督する。

2. 専任教員・講師は学生の教育を掌る。
3. 事務職員は事務を処理し、校医は健康診断を行うほか教職員及び学生の健康指導を行う。

会議・委員会

第32条 本学院は円滑な運営・教育を図るため運営会議、その他委員会を設置する。

- (1) 学院運営会議
- (2) 教務科会議
- (3) 学科会議(理学療法・作業療法)
- (4) 入学試験委員会
- (5) カリキュラム・FD検討委員会
- (6) 行事等計画委員会
- (7) 自己評価委員会
- (8) 学生自治委員会

第 9 章 学校評価

学校評価

第33条 本学院は、教育活動その他の学校運営の状況について、評価を行い公表する。

2. 評価に関する細則は別に定める。

第 10 章 入学金等納付金

入学金等納付金

第34条 学院の入学金・授業料等は別表4のとおりとする。

第 11 章 聴講生

聴講生

第35条 1科目又は数教科の授業科目につき、聴講を希望するものがあるときは、希望科目の学習能力があると認めた者に限り、学院長は聴講生として、これを許可することがある。

聴講生に関する細則は別に定める。

第 1 2 章 雑 則

委 任

第36条 この学則の実施に関し、必要な事項は学院長が理事長と協議のうえ別に定める。

附 則

この学則は昭和54年4月4日より施行する。

昭和56年4月1日改正施行
昭和61年6月1日改正施行
昭和63年7月1日改正施行
平成元年4月1日改正施行
平成2年4月1日改正施行
平成2年7月1日改正施行
平成3年10月1日改正施行
平成4年4月1日改正施行
平成5年4月1日改正施行
平成7年3月1日改正施行
平成8年4月1日改正施行
平成10年6月1日改正施行
平成11年4月1日改正施行
平成13年4月1日改正施行
平成15年3月1日改正施行
平成16年9月21日改正施行
平成18年4月1日改正施行
平成24年4月1日改正施行
平成28年4月1日改正施行
令和02年4月1日改正施行